

区長会に決断させる

09賃金確定闘争の妥結内容について

「業務職給料表」の切り替え要求が実現



東京清掃労働組合
 千代田区飯田橋3-9-3
 TEL (3237) 9995
 1部20円
 編集責任 部長 坂本 浩明
 教宣部

わが組合の綱領
 本組合は、労働者の権利を擁護し、社会の発展に貢献することを目的とする。また、労働者の生活の向上と福利の増進に努め、社会正義の実現に努力する。本組合は、労働者の団結を促進し、労働力の強化を図る。また、労働者の教育と訓練に努め、労働者の能力の向上を図る。本組合は、労働者の健康と安全を確保し、労働環境の改善に努める。また、労働者の生活の安定と福祉の増進に努める。本組合は、労働者の権利の擁護と社会正義の実現に努力する。

09賃金確定 闘争特集号

10月8日の特別区人事委員会勧告を受け、区長会要請、区長会会長要請、座り込みや地連別も含め3波にわたる決起集会等の大衆行動を展開しながら、11月19日までに7回の専門委員会交渉、小委員会交渉、団体交渉を積み上げてきました。今次確定闘争は人事委員会勧告の①月例給の0.38%（平均1、605円）引下げ、一時金の4.5ヶ月から0.35ヶ月分引下げの4.15ヶ月の改善、②地域手当を現行の16%から17%に引き上げと併せ、同率程度の給与月額引下げ、③給与カーブより一層のフラット化とわが組合が要求した技能長等人事任用制度の諸要求、とりわけわが組合が強く求めた「保障額表」から「業務職給料表」への切り替えが大きな争点でした。結果的に月例給、一時金は勧告どおりの引下げになり、人事任用制度の諸要求に対しても大変不満な内容でしたが、今次確定闘争の大きな課題である「業務職給料表」の切り替えの要求が実現し、一定の到達点として妥結の判断を行ないました。

09賃金確定 区長会最終提案に対する判断について

これまでの経過
 2009年賃金確定闘争は、世界的な金融不安や景気の後退、日本経済も先行きが不透明となり、自治体財政に与える影響も懸念される中での闘いとなった。公務員給与水準を低く抑えようという意図的な攻撃が続く情勢下、単組として自らが担う四度目の賃金確定闘争は、組織の力量が問われる闘いでもあった。

特別区人事委員会が10月8日に行った職員給与に関する勧告は、2003年以来6年ぶりに月例給・一時金ともに引下げというもので、勧告が実施されれば特別区職員に与える影響は測り知れない程の厳しい内容であった。一昨年の賃金確定闘争において、我われは現業（業務）職給料表の平均9%の給与水準の引下げという提案に対し、苦渋の判断で妥結に至った。懸案となっていた事業関係の統一交渉について、解決に向けた区長会側の前向きな姿勢や現給保障を担保させたこと等、総合的に判断をしたものである。現給保障がされたとは言え、その結果、勤務評

定が良くても、昇任・昇格しても、事実上給与処遇に反映されないこととなり、職場は失望感と無力感に覆われることとなった。わが組合は「取られたものは取り返す」という気概で、現業（業務）職給料表のあり方の改善を区長会側に求めることを今期確定闘争の主要課題と位置付けた。具体的な要求として、①現業（業務）職給料表を早急に提示し、具体的な協議を行うこと ②現業（業務）職給料表作成にあたっては、清掃業務の特殊性・困難性を考慮し作成すること ③保障額表から現業（業務）職給料表への切り替えを行うこと ④保障額表から現業（業務）職給料表への切り替えを行うこと ⑤保障額表から現業（業務）職給料表への切り替えを行うこと ⑥保障額表から現業（業務）職給料表への切り替えを行うこと ⑦保障額表から現業（業務）職給料表への切り替えを行うこと ⑧保障額表から現業（業務）職給料表への切り替えを行うこと ⑨保障額表から現業（業務）職給料表への切り替えを行うこと ⑩保障額表から現業（業務）職給料表への切り替えを行うこと



定が良くても、昇任・昇格しても、事実上給与処遇に反映されないこととなり、職場は失望感と無力感に覆われることとなった。わが組合は「取られたものは取り返す」という気概で、現業（業務）職給料表のあり方の改善を区長会側に求めることを今期確定闘争の主要課題と位置付けた。具体的な要求として、①現業（業務）職給料表を早急に提示し、具体的な協議を行うこと ②現業（業務）職給料表作成にあたっては、清掃業務の特殊性・困難性を考慮し作成すること ③保障額表から現業（業務）職給料表への切り替えを行うこと ④保障額表から現業（業務）職給料表への切り替えを行うこと ⑤保障額表から現業（業務）職給料表への切り替えを行うこと ⑥保障額表から現業（業務）職給料表への切り替えを行うこと ⑦保障額表から現業（業務）職給料表への切り替えを行うこと ⑧保障額表から現業（業務）職給料表への切り替えを行うこと ⑨保障額表から現業（業務）職給料表への切り替えを行うこと ⑩保障額表から現業（業務）職給料表への切り替えを行うこと

I 給与改定諸項目の内容

項目	内容	備考		
行政職給料表(一) 医療職給料表(二) 医療職給料表(三) 幼稚園教育職給料表	勧告のとおり実施する。	平成22年1月1日から実施		
地域手当	支給割合を次のように改める。	平成22年1月1日から実施		
	<table border="1"> <tr> <td>現行</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>16%</td> <td>18% (当分の間17%)</td> </tr> </table>		現行	改正後
現行	改正後			
16%	18% (当分の間17%)			
特別給	支給月数を次のように改める。	(0.35月の引下げ分は、0.25月を期末手当に、0.1月を勤勉手当に割り振る。)別紙のとおり		
	<table border="1"> <tr> <td>現行</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>4.5月</td> <td>4.15月</td> </tr> </table>		現行	改正後
現行	改正後			
4.5月	4.15月			
業務職給料表	別紙のとおり	勧告給料表の実施時期		
超過勤務手当の支給割合の改正について	別紙のとおり			
退職手当の支給制限・返納制度の拡充について	別紙のとおり			
級格付の昇格率	専門委員会で示したとおり			



ながら、各区の区長に対して、多種多様化をし、公務としての特殊性や困難性を有する清掃業務への理解を求め、職務に対する職員の奮闘が給与処遇に反映されるような、我われが納得出来る解決策を示すよう迫った一連の要請行動は、要求の前進に向けて本部と支部が連携した取組みとなった。

区長会は、勧告で示された一時金の勤勉手当からの削減について、「12月支給分の引下げで対応すべき」とし、11月2日の第3回団体交渉では、各特別区の条例改正の日程を理由に一方的に交渉期限を示唆する発言がされた。組合からは、「一時金の支給月数の減を認めなければありませぬし、交渉スケジュールありきの協議には応じられない」「限られた期間内の合意を求めるならば、私どもの要求を真摯に受け止め、誠実な対応をもって応えらるよう」区長会側に踏み込んだ対応を決断するよう強く求めた。

区長会の最終提案の内容と評価

(1) 11月19日深夜に開催された第4回団体交渉で、区長会側は「昇格や昇給による効果を給与処遇に反映させることを可能にする」ことを趣旨として、保障額表から業務職給料表へ切り替えることを提案してきた。頑なに判断を拒んできた区長会側に

II 交渉項目の扱い

項目	内容
任期付短時間勤務職員採用制度の各区事項化	平成22年度給与改定交渉期までには結論が得られるよう引き続き協議事項とする。
勧奨退職特例措置の各区事項化	平成22年度給与改定交渉期までには結論が得られるよう引き続き協議事項とする。

最終段階で提案を決定させたことは、区長会側の大きな歩み寄りとして評価できる。

(2) 全ての級での号給増設を求めたが、一部(3級)のみの増設に止まり、最高号給金額を超えた組合員については、現給保障にとどまることとなり、不満なものである。

区長会最終提案に対する判断について

(3) 勧告の扱いについて区長会側は、「民間給与の組合要求に沿った対応はされず、不満なものである。」

(4) 人事・任用制度や給与等の改善要求については、組合要求に沿った対応はされず、不満なものである。

以上のよう、区長会の最終提案については多くの項目で組合要求に応えただけではなく、不満が残るものである。交渉の進展がみられず、暫時休会を繰り返しながら深夜に及んだ第2回中央委員会、区長会提案に対する妥結提案を全体の拍手で承認いただいた。多くの中央委員から保障額表から業務職給料表への切り替えについて、組合からの要求に沿った趣

務職給料表への切り替え方への「1時間入トライキを構え、昇給、昇格の給与への反映について質問が出されたが、提案受入れに対する反対の意見は出されなかった。理解しにくい複雑な切り替え方法を含めた詳細については、後日機関会議を開催することでさらに理解を深めることを確認した。厳しい闘いであった今期として厳しい。区政の第一線で働く清掃労働者として、公務・公共サービスを「現場力」を活かしながら、労働条件の改善や職場闘争の前進に向けて、全組合員が東京清掃労働組合に結集を図り、力強くこれからの闘いを進めることを宣言し、今期賃金確定闘争の区切りとする。



2009年11月20日
東京清掃労働組合